

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 6 8 号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成２７年川崎市条例第６７号）の一部を次のように改正する。

別表第２の４の項中「又は外国人生活保護関係情報」を削り、同表の６の項を削り、同表の７の項中「、川崎市営住宅条例」を「又は川崎市営住宅条例」に改め、「又は外国人生活保護関係情報」を削り、同項を同表の６の項とし、同表の８の項を同表の７の項とし、同表の９の項中「児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）又は」を削り、同項を同表の８の項とし、同表の１０の項中「、川崎市小児医療費助成条例」を「又は川崎市小児医療費助成条例」に改め、「又は外国人生活保護関係情報」を削り、同項を同表の９の項とし、同表の１１の項を同表の１０の項

とし、同表の 1 2 の項を同表の 1 1 の項とし、同表の 1 3 の項を削り、同表の 1 4 の項を同表の 1 2 の項とし、同表の 1 5 の項を同表の 1 3 の項とし、同表の 1 6 の項中「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」に改め、同項を同表の 1 4 の項とし、同表の 1 7 の項を削り、同表の 1 8 の項から 2 0 の項までを 3 項ずつ繰り上げ、同表の 2 1 の項及び 2 2 の項を削り、同表の 2 3 の項を同表の 1 8 の項とし、同表の 2 4 の項を削り、同表の 2 5 の項から 2 8 の項までを 6 項ずつ繰り上げ、同表の 2 9 の項中「若しくは措置」を「又は措置」に改め、「又は外国人生活保護関係情報」を削り、同項を同表の 2 3 の項とし、同表の 3 0 の項を同表の 2 4 の項とし、同表の 3 1 の項を同表の 2 5 の項とし、同表の 3 2 の項中「児童手当関係情報」を「児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）による児童手当の支給に関する情報」に改め、同項を同表の 2 6 の項とし、同表の 3 3 の項から 3 6 の項までを 6 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。